



秋田港を利用する荷主^(※)のみなさまに、次の支援を行っています。ぜひ、ご活用ください。

※荷主とは…原則として、船荷証券に荷送人または荷受人として記載のある方となります。商社等を通じて輸出入を実施した場合は、商社と申請が重複せず、実質的な荷主であることが明らかな場合に限り対象となります。

事業対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日 募集期限：平成29年11月30日※

新規利用荷主対象：総額で、最大1,100万円を助成！

①新規利用荷主支援

要件：年度内に10TEUを超えて
輸出入を行うこと

交付金額

①11TEU目からの本数×1万5千円

限度額：150万円(1,999TEUまで)

②特別枠 450万円(2,000～3,999TEU)

③特別枠 1,050万円(4,000TEU～)

拡充

②陸送費支援

要件：年度内に10TEUを超えて
輸出を行うこと

対象経費：秋田港までの陸送費

補助率：4分の1(1TEUあたり上限：1万円)

限度額：20万円(～99TEU)

：40万円(100TEU～) 拡充

③小口混載貨物支援 ※詳しくは、裏面をご覧ください。

要件：年度内に小口混載貨物サービス
を利用して輸出入を行うこと

交付金額：1ト・1m³あたり4千円

限度額：10万円(25ト・25m³分)

継続利用荷主対象：総額で、最大1,230万円を助成！

④継続利用荷主支援

要件：

①年度内に30TEUを超え、かつ過去3ヶ年度平均以上の輸出入を行うこと

②年度内に2,000TEU以上で、かつ過去3ヶ年度平均以上の輸出入を行うこと

③年度内に4,000TEU以上で、かつ過去3ヶ年度平均に対して5%増加して輸出入を行うこと

拡充

交付金額

①31TEU目からの本数×7千5百円

101TEUからの本数×1万5千円

215TEU、265TEU達成時に37万5千円を加算

限度額：150万円(214TEUまで)

187万5千円(215～264TEU)

225万円(265～1,999TEU)

②特別枠 450万円(2,000～3,999TEU)

③特別枠 1,050万円(4,000TEU以上)

拡充

⑤新規輸出国開拓支援

要件：年度内に201TEU以上の輸出実績
のない国・地域へ200TEUを超えて
輸出を行うこと

条件
緩和

交付金額：201TEU目からの本数
×6千円

限度額：180万円(500TEU分)

拡充

※申込状況に応じて、募集期間を延長する場合があります。また、奨励金の総額が予算額を上回る場合は、減額することがあります。

裏面もご覧ください→

小口混載貨物(LCL)での輸出入にも 支援しています!

「コンテナ1本にするほどの
貨物じゃないんだけど…」



©2015秋田県観光局

そんなときは…

～「**小口混載貨物支援補助**」をご利用ください～



コンテナ1本に満たない貨物が対象です。

☆1箱からでもOK!(1トンまたは1m³を超えること)

小口混載貨物(LCL=Less than Container Load)

少ない貨物を複数組み合わせ、1本のコンテナに仕立てて輸送するサービスです。

■補助内容

●要件

- ・秋田港を新規に利用する者であること。
- ・年度内に小口混載貨物サービスを利用して輸出入を行うこと。

●補助額

- ・1トン・1m³あたり4千円(少数点以下は切捨とします。)
- ・限度額 10万円(25トン・25m³分)

●事業対象期間

- ・平成29年4月1日～平成30年3月31日

●募集期限

- ・平成29年11月30日

(申込状況に応じて、募集期間を延長する場合があります。奨励金の総額が予算額を上回る場合は、減額することがあります。)



お問
合わせ

秋田県環日本海交流推進協議会事務局 (秋田県産業労働部商業貿易課内)
〒010-8572 秋田県秋田市山王3丁目1-1 TEL:018-860-2218
<http://www.akitakks.jp/> FAX:018-860-3887

他にも支援制度があります。詳しくは裏面をご覧ください。